

水産業経営持続緊急支援事業費補助金

☎ 水産・地域整備課 Tel0479-44-1966
〒314-0408 神栖市波崎6530

水産業の経営持続および事業の安定を図るため、主要魚種の不漁や冷凍冷蔵施設などに係る電気料金高騰の影響を大きく受けている水産業協同組合や水産加工業者に対し、電気料金の一部を支援します。

対象＝市内に住所または事業所があり、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する方

- 水産業協同組合
- 波崎水産加工業協同組合の組合員
- 水産加工業者

要件

- 事業の継続に不可欠な冷凍冷蔵施設などを市内に保有していること
- 2022年度内に電気使用量が1,500kWh以上の月があること
- ※水産加工業者の場合は、次の要件も満たしている必要があります
- 市内で水産物の加工を行なっていること
- 全体の取扱品目のうち、水産物の割合が最も高いこと
- 食品衛生法に基づく水産製品製造業の営業許可などを有していること

対象経費＝2022年度と2021年度に支払った電気料金の差額

※冷凍冷蔵施設などに係る電気料金が対象となります

※国・県から助成を受けている場合は、その額を差し引いた額が対象経費となります

補助率＝対象経費の10分の1

補助限度額＝100万円

提出期限＝10月31日(火)

申請方法＝申請書に必要書類を添えて郵送または持参

提出書類

- 交付申請書
- 2022年度および2021年度の電気料金が確認できる書類
- 国・県から受けた助成額が確認できる書類(助成を受けている場合)
- ※水産加工業者の場合は、次の書類も必要となります
- 冷凍冷蔵施設などの位置図および写真
- 取扱品目の内訳が確認できる書類(水産物以外の取り扱いがある場合)
- 営業許可証の写しまたは届け出を行なっていることが確認できる書類

詳細は、市ホームページをご確認ください



神之池緑地「桜植樹及び桜守プロジェクト」

第2回ワークショップ参加者募集

☎ 施設管理課 Tel0299-90-1153
☎0299-90-1114 ✉shisetsu@city.kamisu.ibaraki.jp



神之池緑地の桜などの植栽に関する話し合いや体験の機会となる第2回ワークショップを開催します。第1回ワークショップに参加されていない方も、今回からの参加が可能です。市外の方も参加できます。ワークショップの内容は、樹木医を講師に招き、桜などの樹木の維持管理に関する講習や神之池緑地の現地確認、樹木の全体配置計画や仮想緑地整備エリア(パイロットエリア)についての話し合いを予定しています。※屋外での現場確認があるので、帽子や雨具をご持参ください

日時＝8月20日(日) 午後1時30分～(3時間程度)

場所＝市役所分庁舎

申込期限＝8月17日(木) 午後5時

申込方法＝問合先窓口・電話・FAX・メールで申し込み(FAX、メールで申し込みの場合は、住所、氏名、連絡先を記載)

新型コロナウイルスワクチン接種

☎ 保健予防課 Tel0299-77-7133

※このページの情報は、7月21日現在のものです

令和5年春開始接種

5月8日から、高齢者や基礎疾患がある方などを対象に、追加接種「令和5年春開始接種」を実施しています。

接種を希望している対象者の方は、お早めにご予約ください。

接種期間＝8月末(予定)まで

対象者＝初回接種(1・2回目の接種)が完了している5歳以上の方で、次のいずれかにあてはまる方

- 65歳以上
- 基礎疾患がある方や、重症化リスクが高いと医師が認めた方(5～64歳)
- 医療従事者や、高齢者・障害者施設などの従事者

64歳以下の対象者は、接種券の発行申請が必要な場合があります。接種券がお手元に届いていない方は、本人確認書類および接種記録が確認できるものをご用意の上、いばらき電子申請・届出サービスまたは問合先窓口で申請してください。

接種回数＝接種期間中に1人1回のみ

使用ワクチン＝●オミクロン株(BA.1またはBA.4-5)対応の2価ワクチン(ファイザー社またはモデルナ社)
●従来株の1価ワクチン(ノババックス)

予約方法＝医療機関によって予約方法が異なります。接種券に同封したチラシまたは市ホームページをご確認ください

※9月から予定されている「令和5年秋開始接種」については、詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせいたします



令和5年春開始接種の概要(12歳以上)



令和5年春開始接種の概要(5～11歳)

貨物運送事業者支援金の申請を受付しています

☎ 企業港湾商工課 Tel0299-90-1182
〒314-0192 神栖市溝口4991-5

燃料価格高騰により影響を受けている、市内で貨物自動車運送事業を行なう事業者に対し、事業用に登録し、管理している車両台数に応じて、支援金を交付します。

申請期限＝8月31日(木)

補助対象経費＝①、②の合計で、1事業者当たり上限額50万円

要件

- 令和5年5月31日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けている市内事業者
- 申請時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者
- 令和5年5月31日時点で関東運輸局茨城運輸支局または軽自動車検査協会茨城事務所に事業用として登録し、管理している貨物自動車

①事業所割	②車両台数割
1事業者あたり 50,000円 ※貨物軽自動車運送事業のみ 1事業者あたり20,000円	●貨物自動車(緑ナンバー) 1台あたり 20,000円 ●貨物軽自動車(黒ナンバー) 1台あたり 10,000円 ※自動二輪車・被けん引車は除く

申請方法＝いばらき電子申請・届出サービス
郵送、または持参

